

令和元年度 第3回府中市男女共同参画推進協議会 次第

日 時：令和元年6月28日（金）
午前10時～
場 所：府中市役所 北庁舎3階
第2会議室

- 1 審議事項
第6次府中市男女共同参画計画について

- 2 その他

第 3 期府中市男女共同参画推進協議会の開催予定
＜令和元年度＞

回数	日程	会議の内容
第 1 回	4 月 2 6 日（金）	・ 平成 3 1 年度府中市男女共同参画市民企画講座事業について ・ 第 6 次男女共同参画計画について
第 2 回	5 月 3 1 日（金）	・ 第 5 次府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価について
第 3 回	6 月 2 8 日（金）	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅰの検討）
第 4 回	7 月 2 5 日（木） 午前 1 0 時～	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅱ・Ⅲの検討）
第 5 回	8 月 1 9 日（月） 午前 1 0 時～	・ 計画策定に関する事項について（目標Ⅲ・Ⅳの検討）
第 6 回	9 月 日（ ） 時～	・ 計画策定に関する事項について（全体確認） ・ 第三者評価前半検討
第 7 回	1 0 月 日（ ） 時～	・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント案の確認） ・ 第三者評価ヒアリング ・ 第三者評価前半確認・後半検討 ・ センターの事業計画及び運営のあり方について
第 8 回	1 月 日（ ） 時～	・ 第三者評価全体確認（後半含む） ・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント結果報告） ・ センターの事業計画及び運営のあり方について・
第 9 回	1 月 日（ ） 時～	・ 第 6 次府中市男女共同参画計画策定報告 ・ 府中市男女共同参画の推進に関する答申書の確認 ・ 市民企画講座の説明・採点

第6次府中市男女共同参画計画目標Ⅰ～Ⅳ（案）

計画の目標

表記説明
赤字：現行計画からの文言変更・
新規追加

Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

- 男女共同参画社会を形成するためには、女性も男性も、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担っていくことが前提条件となりますが、現在の日本の女性の参画状況は、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）*によると、世界149か国中110位（平成30年）と国際的に見ても低い水準にあり、女性の個性や能力が十分に活かされているとは言えません。
- 特に女性比率が低い政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要な課題であり、府中市の審議会等においても女性の参画をさらに促すとともに、管理職や審議会等への積極的な登用促進が必要です。
- また、職場における女性の活躍推進や、地域活動・防災活動の場における男女共同参画の推進、男女共同参画意識を育む次世代の教育など、あらゆる分野における女性の活躍の推進が必要です。それにより、国際社会の一員として共に協力しながら、多様性を認め合い、それぞれ個性や能力を生かせる社会の実現を目指します。
- なお、この計画の目標Ⅰ課題1「社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり」、及び、課題2「労働の場における男女共同参画」の各施策は、平成27年度に成立した「女性の職業生活における活躍に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、府中市における「女性活躍推進計画」に該当するものです。

- 課題-
- 1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり
 - 2 労働の場における男女共同参画
 - 3 教育の場における男女共同参画
 - 4 市民協働における男女共同参画
 - 5 国際社会への貢献

Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭、地域活動にバランスよく参画できる環境づくりが必要となりますが、私たちの意識の中に根強く残る、男は仕事、女は家事・育児・介護等を担うという固定的な性別役割分業意識が、女性の長期就労を阻む一因ともなっています。
- 性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無、働き方を問わず、自分らしく生きることができ、共に職業生活、家庭生活、地域生活を両立していくためには、男性の家事・育児・介護参加のみならず、長時間労働の是正を促すことや、育児・介護サービスの充実等が必要です。

- 課題-
- 1 仕事と生活の両立支援
 - 2 子育て支援・介護支援

Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

- 配偶者や交際相手に対する暴力やセクシュアルハラスメントは、基本的人権を著しく侵害するものです。女性や子どもに対する暴力に関する法整備により、家庭内における暴力も基本的人権の侵害であるという認識が徐々に広まっていますが、一方で、重大な犯罪行為を含み、女性や子どもに対する暴力は後を絶ちません。暴力が人権を著しく侵害するもので犯罪であるという認識を広く社会に徹底させ、暴力の防止に努めるとともに、被害者の自立を支援していくことが必要です。
- だれもが、生涯にわたって精神と身体の安全が保障される社会づくりが求められ、各人が互いの身体的特徴を理解し、人権を尊重し、相手に対して思いやりを持つことが必要となります。性別にかかわらず、生涯を通じて健康を自己管理するために、正確な知識や情報を入手し、自己決定できるよう健康支援が必要であるという考えのもと、正しい性知識取得のための啓発に努め、相談窓口の充実などに努めます。
- なお、この計画の目標Ⅲ課題1「配偶者からの暴力の防止」の各施策は、平成25年度に改正された「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、府中市における「配偶者暴力対策基本計画」に該当するものです。

- 課題-
- 1 配偶者からの暴力の防止
 - 2 人権の尊重
 - 3 生涯を通じた健康支援
 - 4 相談体制の充実

Ⅳ 男女共同参画社会づくり

- 男女格差を是正する法律や制度の整備も進み、様々な分野で女性の活躍の場が広がっているものの、長い間私たちの意識の中で形成されてきた固定的な性別役割分業意識にとらわれた社会構造や生活文化・慣習は、いまだ根強く残っています。
- 平成30年9月に実施した市民意識調査結果をみると、家庭における男女のあり方の理想と現状にはまだ大きな差があり、また、男女共同参画に関することへの意識・関心が高くないことがわかります。このため、女性だけではなく男性に対しての啓発も重視し、男女共同参画社会の実現が男女両方の課題であるという認識を広めるなど、さらに意識啓発を進めていくことが必要です。
- また、男女共同参画を進めるため、男女共同参画センター「フュール」を活動拠点としながら、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」と市役所の横断的組織である「府中市男女共同参画推進本部」との連携を深め、府中市市政世論調査及び市民意識調査の要望に見えるような市民ニーズに応える施策の充実を図ります。

- 課題-
- 1 男女共同参画意識の普及・啓発

第6次府中市男女共同参画計画目標Ⅰの課題・施策（案）

目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

表記説明

赤字：現行計画からの文言変更・
新規追加

青字：注記（変更箇所等）

課題1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり

（名称変更）

女性活躍推進計画

【現状と課題】

- ・女性の社会参加は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場をはじめ、各分野における現在の日本の女性の参画状況は、国際的に見ても低い水準にあります。
- ・「府中市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）によると、家庭生活・職場・学校教育・地域社会など様々な分野の男女の地位の平等感は、全体的に低くなっています。国や都の調査と比較すると、全体的に市の平等感が低くなっています。

図表① 男女の地位評価

【東京都と国との比較－「男女の地位・立場は平等になっている」の全体の％－】

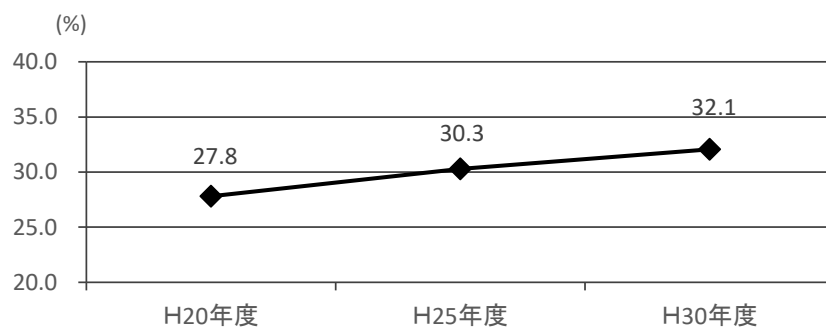
	府中市	東京都	国
(1) 家庭生活の場で	32.4	40.4	47.4
(2) 職場で	23.2	22.9	29.7
(3) 学校教育の場で	46.9	76.3	66.4
(4) 地域社会（町会・自治会など）で	29.3	46.2	47.2
(5) 政治の場で	6.9	16.8	18.9
(6) 法律や制度の上で	22.7	40.0	40.8
(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで	8.5	21.0	21.8

東京都：平成27年「男女共同参画社会に関する世論調査」

国：平成28年「男女共同参画社会に関する世論調査」

- ・市が設置する審議会等における女性の委員の割合は、平成20年度以降ゆるやかに伸び、平成30年度は32.1%まで上昇していますが、第5次計画の目標値の35.0%に達していません。今後、政策・方針決定過程への女性の参画をさらに促すとともに、人材を育成し、管理職や審議会等への積極的な登用を促進する必要があります。

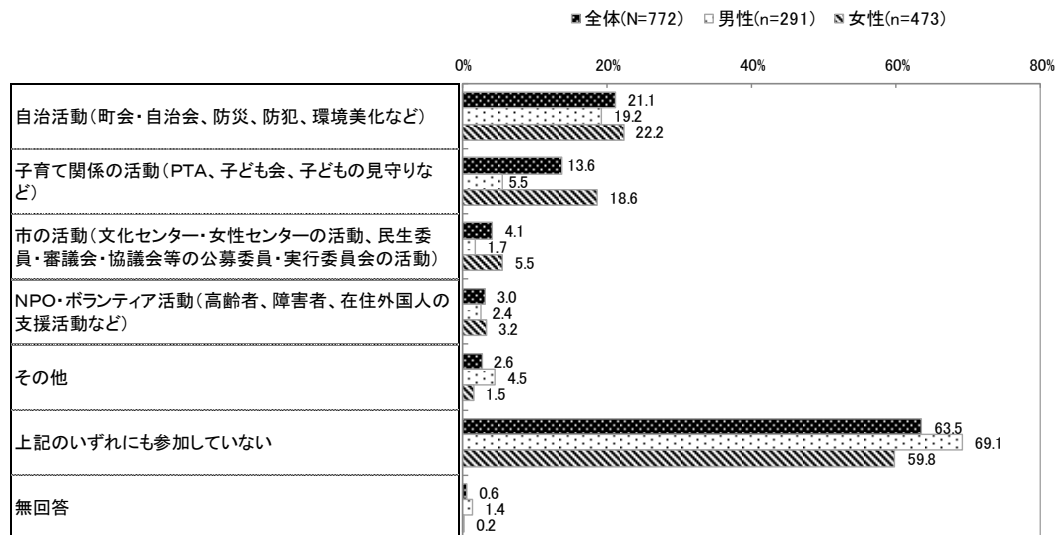
図表② 市が設置する審議会等における女性の委員の割合の推移



第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について（答申）（平成31年）

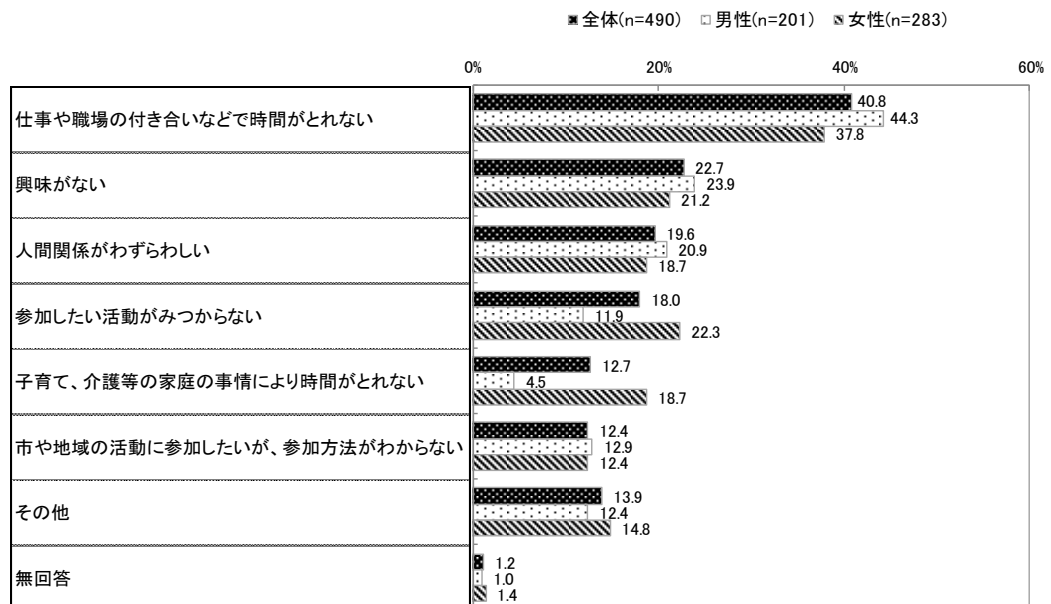
- ・「意識調査」では、女性の約4割、男性の約3割が「自治活動」「子育て関係の活動」「市の活動」など市や地域活動に参加している一方、全体の約6割が「いずれにも参加していない」と回答しています。地域活動に参加しない理由としては、全体では「仕事や職場の付き合いなどで時間がとれない」が最も多く、「子育て、介護等の家庭の事情により時間がとれない」も、女性では2割程度挙げており、2番目に多くなっています。

図表③ 市や地域での活動への参加状況（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表④ 市や地域での活動への不参加理由（全体、男女別）

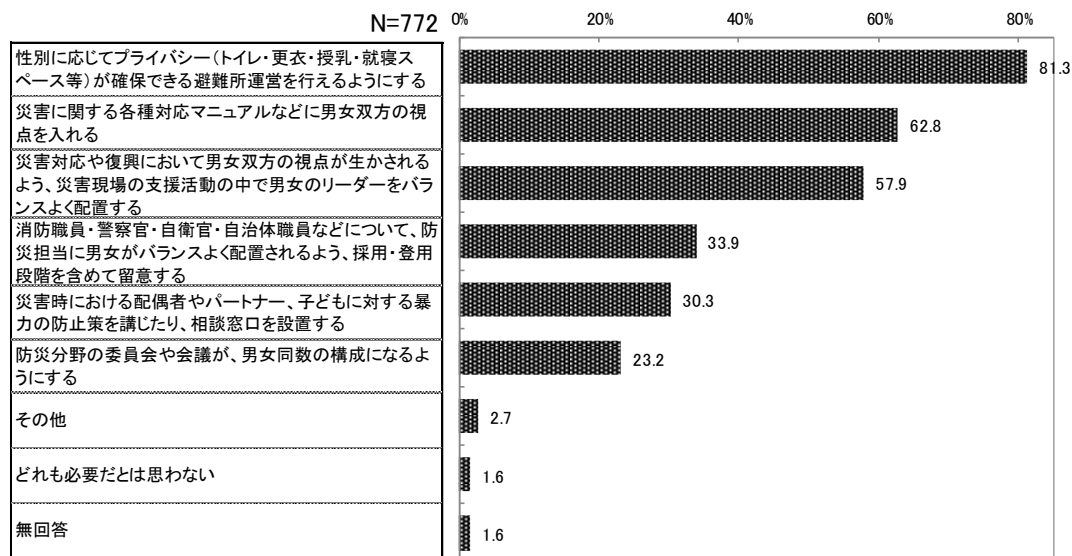


問4-1 その他の主な記述: 体力がないから 健康上の理由から 高齢だから 情報がないから など

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

- ・「意識調査」では、防災対策において「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」、「災害に関する各種対応マニュアルなどに男女双方の視点を入れる」などが災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこととして挙げられています。

図表⑤ 災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

行政や地域活動等の様々な分野で、男女双方の視点を取り入れながら、女性が積極的に参画できる環境づくりを促進していきます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野において男女それぞれの意見が反映されるよう、政策・方針計画決定の場に男女が共に参画できるようにします。

また、審議会等の委員の構成を一方の性別に偏ることのないよう、市民公募枠を活用するなど、女性の積極的な登用を推進し、最終的には男女半数を目指します。

また、様々な手段による公聴活動の充実を図り、多くの意見を収集します。

No.	事業項目	概要
1	審議会等における男女それぞれの構成比率を 35%以上に促進	審議会等の委員の男女それぞれの構成比率 35%以上を目指します。
2	すべての審議会等に女性委員の登用(名称変更)	女性の委員がいない審議会等をなくすことを目指します。
3	公聴活動の充実(名称変更)	パブリックコメント、市長と語る会、市政世論調査等を通じて、男女共同参画に関する意見を聴取していき、女性の市政への参画意識を高めます。

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

生活の基盤である地域において、固定的な性別役割分業意識¹にとらわれずに、男女共同参画の視点に立った地域活動を推進します。

No.	事業項目	概要
9	コミュニティ活動等への参加促進	地域の各種団体等の方々と年代を超えた交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を積極的に展開します。
10	社会教育関係団体の託児室利用援助(廃止)	託児の必要な社会教育関係団体に対して利用援助を行います。
11	ボランティア活動の支援	ボランティア活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。
12	生涯学習セミナーの開催	指定管理者と協働し、ボランティア企画講座・市民企画講座等を充実します。

¹ 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

No.	事業項目	概要
13	生涯学習サポーター制度の充実	文化、芸術、レクリエーション活動などの専門知識や技能を持つ市民を指導者としてあらかじめ登録し、市民団体の求めに応じて指導者を紹介します。
14	ふちゅうカレッジ 100 単位修得事業の実施	生涯学習センター等で開催する学習講座等を受講するたびに単位が得られる「ふちゅうカレッジ 100 単位修得事業」を実施します。
15	ふちゅうカレッジ出前講座の実施	市民の要望に応じ、職員が講師として現地に赴き、ニーズに沿った講座を実施します。
16	障害者成人教室(あすなろ学級)の実施(名称変更)	有意義な生活や、自立への方法と余暇の充実を学び、周辺の人とのコミュニケーションを学ぶ講座を実施します。

(3) 安全・防災対策の推進

地域の安全を守るために、一人ひとりが自分にできることを認識・実行し、日ごろから地域のつながり、助け合いによる防犯活動を支援します。

また、大規模災害発生後の避難所生活においては、男女のニーズの違い等を踏まえた運営が求められることから、平常時から、男女共同参画の視点に配慮した防災対策に取り組みます。

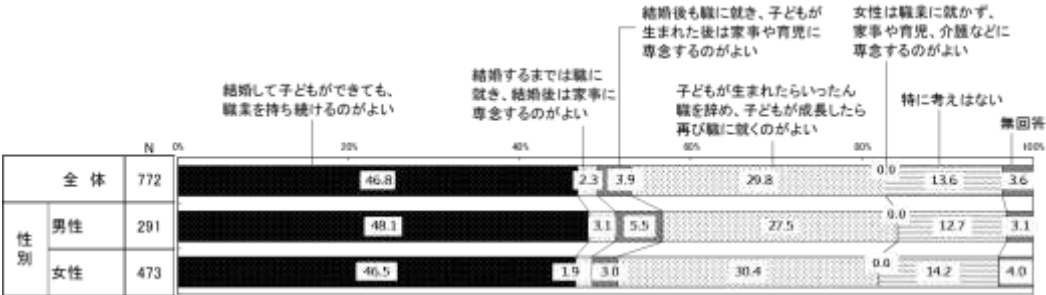
さらに、地域の様々な団体が協働で取り組む防災訓練を支援します。

No.	事業項目	概要
19	青少年の健全育成のための環境づくり	青少年の健全育成に良好な環境の確保及び非行の防止を図るため、青少年健全育成協力店への加入依頼をします。
17	女性の地域安全リーダーの育成	地域安全リーダー講習会を開催し、女性の参加を継続的に呼びかけます。
18	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	学校・地域・行政が連携した防災訓練を実施するとともに、各小中学校の「避難所管理運営マニュアル」の策定を推進します。

【現状と課題】

- 女性の経済的・精神的・社会的自立のためには、就労は重要な手段です。近年、働く女性の数は増加しており、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、法の整備も進んでいますが、就業・雇用面での男女共同参画はまだまだ十分とは言えない状況です。
- 「意識調査」では、女性が職業を持つことについての考えは、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」が最も多く半数近くを占めています。経年比較でみると、平成 26 年度の世論調査では、「子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい」が最も多く、2 番目が「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」となっていたましたが、平成 30 年度の調査で順位が逆転しました。国や都の調査と比較すると、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」回答率がやや低くなっています。

図表⑥-1 女性が職業を持つことについての考え（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

図表⑥-2 女性が職業を持つことについての考え【府中市世論調査との経年比較】

	H30市民調査 (N=772)	H26世論調査 (N=844)
結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい	46.8	33.2
結婚するまでは職に就き、結婚後は家事に専念するのがよい	2.3	3.0
結婚後も職に就き、子どもが生まれた後は家事や育児に専念するのがよい	3.9	5.2
子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい	29.8	41.7
女性は職業に就かず、家事や育児、介護などに専念するのがよい ※	0.0	0.9
特に考えはない	13.6	13.6
無回答	3.6	2.4

※ H26は「女性は職業に就かず、家事や育児、習い事などに専念するのがよい」

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

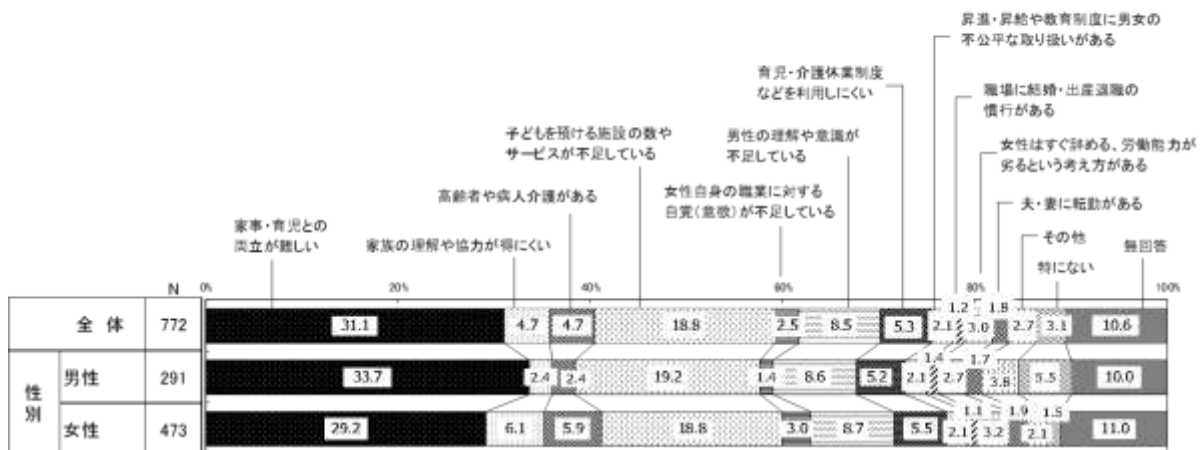
図表⑥ー３ 女性が職業を持つことについての考え【東京都と国との比較】

	府中市	東京都	国
結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい	46.8	51.7	54.2
結婚するまでは職に就き、結婚後は家事に専念するのがよい	2.3	3.2	4.7
結婚後も職に就き、子どもが生まれた後は家事や育児に専念するのがよい	3.9	7.0	8.4
子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい	29.8	29.2	26.3
女性は職業に就かず、家事や育児、介護などに専念するのがよい	0.0	1.0	3.3
特に考えはない	13.6		
無回答	3.6		

東京都：平成27年「男女共同参画社会に関する世論調査」
 国：平成28年「男女共同参画社会に関する世論調査」
 ※府中市、東京都、国では選択肢の文章が若干異なる

- ・「意識調査」では、女性が職業を長く持ち続けていくうえで、壁になっているものとして、「家事・育児との両立が難しい」（31.1％）に続き、「子どもを預ける施設の数やサービスが不足している」が18.8％と多く、次いで「男性の理解や意識が不足している」の8.5％と続いています。このように、職業を持ち続けたいと思う女性が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。

図表⑦ 女性が職業を長く持ち続けていくうえで最も大きな壁（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

- ・庁内管理職に占める女性職員の割合をみると、女性は全体の1割程度となっており、男女の比率に差が見られます。

図表⑧ 庁内管理職に占める女性職員の割合

管理職総数	128人
うち女性	15人
女性職員の占める割合	11.7%

地域コミュニティ課作成

【施策の方向】

職業を持ち続けたいと思う人が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっていることから、それぞれの個性や能力を生かし希望に応じた多様な働き方ができるよう、就業のための支援をします。

(1) 就業のための支援（現行計画Ⅰ－1（6）から移動）

就職、再就職、起業等を目指す女性がスムーズに第一歩を踏み出せるよう、労働に関する情報提供や各種の講座開催等により支援を行います。

No.	事業項目	概要
25	女性の就職支援講座の実施	再 就職支援セミナー等を開催します。
26	起業のための講座の実施	起業講座を継続的に実施します。
27	労働情報の収集と提供	国や東京都から情報の提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報を、パンフレットやポスター、広報を通じて周知します。

<参考>

- 「女性活躍推進のための「学び直し」の拡充」が、女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

取組内容：

- ・女性が「学び直し」を通じて復職・再就職・企業等しやすい環境を整えるため、大学等が男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりや意識啓発等に取り組む。
- ・社会人が受講しやすい講座の在り方の調査を行うとともに、講座開講のノウハウを把握し、講座の開講促進を図る。
- ・プログラム開発促進のため、職業実践的な短期プログラムの認定を受けられるよう、60 時間以上での履修証明書の交付等の見直しを行う。

- 「離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成」が、女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

取組内容：

- ・離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等を実施します。また、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大します。

（「女性活躍加速のための重点方針 2018」より抜粋）

出典：すべての女性が輝く社会づくり本部（平成 30 年 6 月 12 日）

(2) 職場での女性の活躍推進 (新)

女性のキャリア支援を行うとともに、管理職等への女性の登用を推進し、事業所に対する女性活躍推進を働きかけます。

No.	事業項目	概要
	例: 指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	女性のキャリア支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るための市民・事業者向けの研修や講座などを実施します。
	例: 事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性も活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。

< 参考 >

- 「非正規雇用者の処遇改善推進施策や正社員への転換支援の拡充」が女性の職業生活における活躍を推進に関する施策として挙げられている。
- 「中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等」が女性の職業生活における活躍を推進に関する施策として挙げられている。
- 「企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進」が女性の職業生活における活躍を推進に関する施策として挙げられている。

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要(平成 27 年)」より抜粋)

出典: 内閣府男女共同参画局

- 第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点として、
「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等の変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実」があり、具体的な取組に以下が挙げられている。

- ・働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)
- ・男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正

(「第4次男女共同参画基本計画概要(平成 27 年)」より抜粋)

出典: 内閣府男女共同参画局

(3) 市職員等の男女共同参画の推進（現行計画Ⅰ－1（5）から移動）

職場内の慣行や固定的な性別役割分業意識のさらなる改善に取り組むとともに、性別にとられない職種・職域の拡大を図ります。また、女性職員の指導的立場や庁内組織の様々な分野への積極的な参画を推進します。

市職員に対して、研修等を通じて男女共同参画意識の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要
20	性別・年代の区別のない業務分担の徹底(廃止)	性別や年代にとらわれることなく、個人の能力と適性に応じた職員配置及び業務分担を図っていきます。
21	女性職員の参画意識の向上	女性職員の昇任試験受験を推奨し、市政への積極的な参画を促します。
22	職員に対する研修会、講演会の実施	全職員を対象とした、男女共同参画に係る研修会や講演会を担当課と共催で実施します。
23	職員の意識調査の実施	職員の男女共同参画に関するアンケートを毎年度実施します。
24	教職員の男女平等意識の徹底(廃止)	教育公務員としての職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施します。

<参考>

- 「公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進」が女性活躍加速のための重点方針に挙げられている。

（「女性活躍加速のための重点方針 2018」より抜粋）

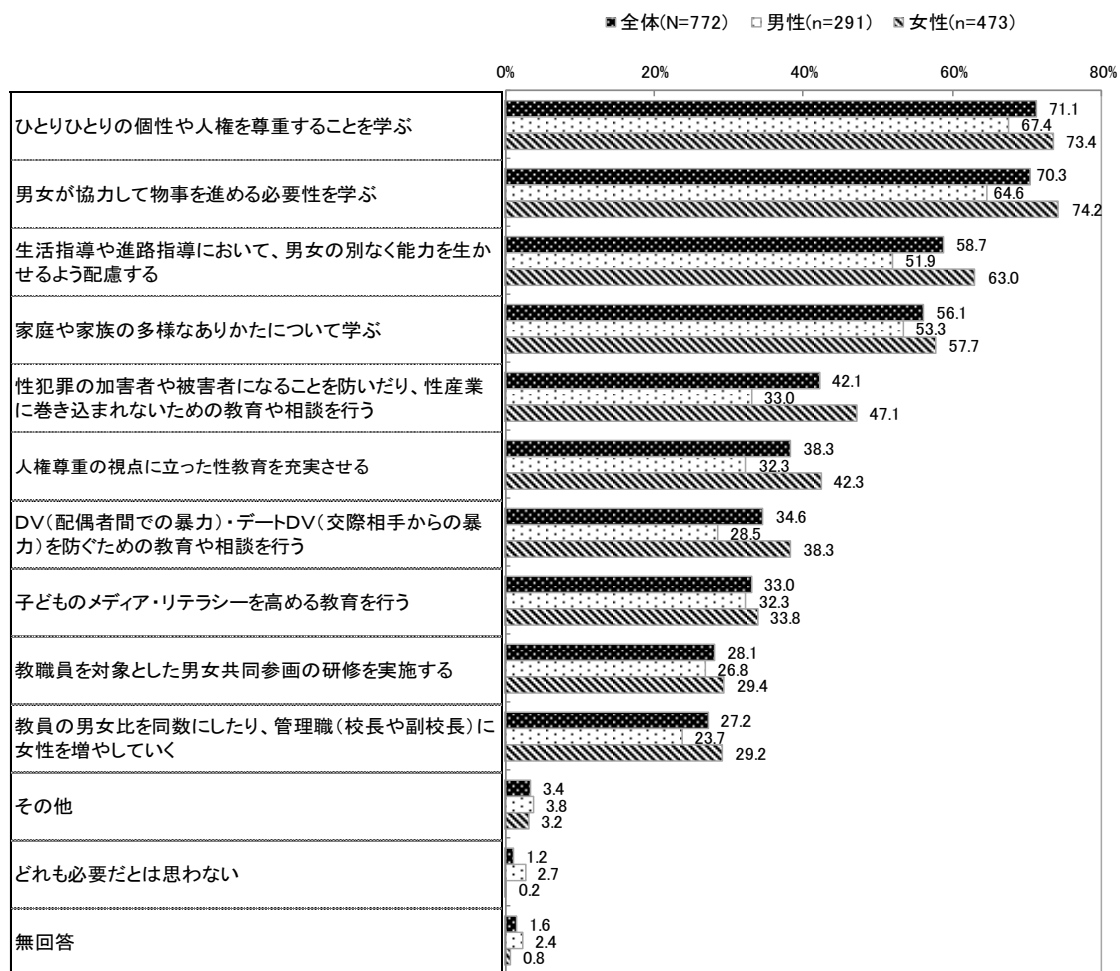
出典：すべての女性が輝く社会づくり本部（平成 30 年 6 月 12 日）

課題3 教育における男女共同参画

【現状と課題】

・「意識調査」では、学校教育で特に必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が続いています。男女別では、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」「性犯罪の加害者や被害者になることを防いだり、性産業に巻き込まれないための教育や相談を行う」「人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」「DV（配偶者間での暴力）・デートDV（交際相手からの暴力）を防ぐための教育や相談を行う」で男性より女性の方が10ポイントほど上回っています。幼い頃から性別等にかかわらず、一人ひとりの個性や人権や生き方を尊重する教育が必要です。

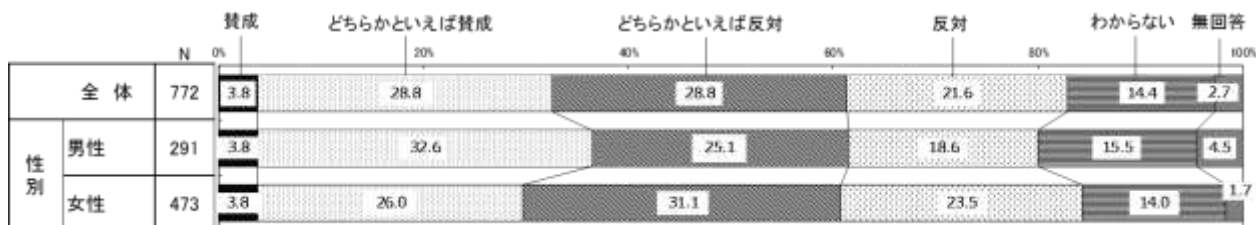
図表⑨ 学校教育で特に必要な取り組み（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

- ・「意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、反対の割合が賛成を 18 ポイントほど上回っています。

図表⑩ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

幼い頃から家庭・学校・地域の中で、人権意識や男女**共同参画意識**を育み、男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画していくことができるよう、男女**共同参画**の意識改革を進めていく必要があります。

(1) 学校における男女共同参画の推進（名称変更）

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にし、人権の尊重、男女の共同参画、相互理解と協力の視点に立って学習の充実を図り、男女共同参画教育を推進します。

No.	事業項目	概要
28	「児童の権利に関する条約」についての啓発	学習指導要領に基づき、人権教育の一環として実施します。
29	学校教育における薬物・飲酒等に関する教育・啓発	小・中学校の保健体育分野において、薬物乱用防止等を指導するとともに、東京都や学校薬剤師との連携協力による啓発活動を強化します。
30	情報の選択・活用(メディア・リテラシー)の普及・啓発(廃止)	社会科や技術家庭科、セーフティ教室等での指導を継続していくとともに、情報モラルに関わる講話、情報提供を行い、各校での活用を促します。
31	男女共同参画教育の推進	教育活動全体を通して、男女共同参画を意識した人権教育に取り組みます。
32	発達段階に応じた性教育等の実施	小・中学校の保健体育分野をはじめとして、時代に応じた性教育を学習の中に取り入れ、学校全体で共通理解を図りながら指導します。

課題4 市民協働における男女共同参画（新）

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現のためには、市・市民・関係団体など地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、男女双方の視点を生かした主体的な取組を行っていくことが必要です。
- 市では、市・市民・事業者の協働により、住みよいまちづくりを実現するための制度として、平成26年には「市民協働の推進に関する基本方針」及び市民協働都市の宣言を、翌平成27年には「府中市市民協働推進行動計画」を策定するなど、協働事業によるまちづくりにおける基盤整備を進めています。
- 一方で、「市政世論調査」（以下、「世論調査」という）では、「協働」に興味があるかについては、4割強が、興味がある（「興味があるので、いろいろ知りたい」と「少し興味がある」の計）と回答しています。性別／年代別でみると、興味がある割合は、40・50歳代の男性で5割を上回り、女性では4割台となっているなど、市民の関心は低くありません。

図表⑫ 「協働」について興味があるか（全体、男女別、年齢別）

(%)

	興味があるので、いろいろ知りたい	少し興味がある	あまり興味がない	興味がない	わからない	無回答
全体(n=1,021)	9.0	36.2	28.1	6.6	19.0	1.1
男性(n=480)	9.6	36.9	27.7	8.3	16.3	1.3
女性(n=533)	8.1	36.2	28.5	5.1	21.2	0.9
男性／18～29歳(n=50)	4.0	22.0	28.0	18.0	26.0	2.0
男性／30～39歳(n=79)	8.9	35.4	20.3	11.4	22.8	1.3
男性／40～49歳(n=103)	8.7	41.7	30.1	7.8	11.7	0.0
男性／50～59歳(n=98)	11.2	42.9	28.6	4.1	12.2	1.0
男性／60～69歳(n=73)	11.0	37.0	34.2	9.6	8.2	0.0
男性／70歳以上(n=77)	11.7	33.8	24.7	3.9	22.1	3.9
女性／18～29歳(n=62)	8.1	16.1	27.4	12.9	35.5	0.0
女性／30～39歳(n=91)	4.4	37.4	24.2	2.2	31.9	0.0
女性／40～49歳(n=114)	6.1	35.1	36.0	4.4	18.4	0.0
女性／50～59歳(n=112)	6.3	42.0	25.9	3.6	21.4	0.9
女性／60～69歳(n=66)	13.6	37.9	31.8	4.5	9.1	3.0
女性／70歳以上(n=88)	12.5	42.0	25.0	5.7	12.5	2.3

第50回市政世論調査(平成30年)

【施策の方向】

市民協働による男女共同参画を進めていくために、市民活動の支援と人材育成とともに、男女共同参画に関する協働事業の充実を図ります。

(1) 市民活動の支援と人材育成（名称変更）（現行計画の課題Ⅰから移動）

能力開発や人材育成を目的とした講座や研修会を実施し、学習機会、自己啓発機会や情報提供の充実を図るとともに、男女共同参画に係る市民活動を支援します。また、協働の視点による男女共同参画に関する講座等の実施を推進していきます。

No.	事業項目	概要
4	市民の自主的学習活動の援助	男女共同参画センター登録団体の自主活動を支援するとともに、男女共同参画推進フォーラムの参加者増加及び市民企画講座等の支援に取り組みます。
5	NPO・ボランティア団体等、グループ指導者等の育成と活動の支援(廃止)	登録団体交流会、男女共同参画推進フォーラム、登録団体共催講座等を開催します。また、コーディネート機能の充実と団体支援の強化を図ります。
6	市民との協働事業の推進	市民が提案する市民活動支援事業に対し、助成金を交付します。また、協働まつりを市民やNPO団体等で構成する実行委員会と協働して実施します。
8	男女共同参画関係会議への参加促進	全国規模の男女共同参画関係会議に市民を派遣します。
7	自主グループとの共催講座の開催	公民館講座の中で自主グループと共催で講座を開催します。
	協働の視点による講座の実施	市民一人ひとりが協働の視点から主体的に取り組めるように、男女共同参画を推進する協働講座等を実施します。

< 参考 >

●IV-3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女 共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。

IV-3 ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実

- 1 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。
- 2 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。

(以下省略)

(「第4次男女共同参画基本計画」「IV 推進体制の整備・強化」より抜粋)

出典：内閣府男女共同参画局

課題5 国際社会への貢献

【現状と課題】

- 男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられており、国の男女共同参画の推進のための取組は、国際的な動きとともに進められてきました。政治、労働、家庭、地域等の各分野で世界の女性が直面している問題には、共通する部分も少なくないため、男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な動向についての理解と関心を深め、積極的に活用していくことが求められています。
- 「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいことの中で、「各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する」の割合が12.0%となっています。

図表⑭ 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、
特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）

	（％）		
	全体	男性	女性
各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する	12.0	7.9	14.6

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書（平成30年）

【施策の方向】

市民一人ひとりが国際理解を深め、外国人との交流を通じて異文化を理解することは、多文化共生²*の意識を醸成し、国際社会の一員として、**多文化共生社会が形成されるまちづくりに取り組めます。**

男女共同参画の視点から国際理解や平和についての啓発を充実し、市民の国際交流を推進するとともに、市内に居住する外国人への支援の充実を図ります。

² 国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きること。

(1) 国際理解と国際交流の推進

在住外国人が地域で充実した生活が送れるよう、府中国際交流サロンにおいて、日本語や日本の文化・習慣等を学習する機会や、各種イベントを通じて交流する機会を提供するほか、相談窓口の充実を図ります。

また、平成4年に友好都市提携を結んだウィーン市ヘルナルス区とは、引き続き市民が参加することのできる交流を継続していきます。

No.	事業項目	概要
33	外国人相談窓口の充実	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。
34	在住外国人の支援	在住外国人が日本語学習会に多数参加できるよう支援するとともに、学習会の一部に託児を設けます。
35	国際交流の推進	友好都市ウィーン市ヘルナルス区と、青少年ホームステイ派遣事業などを通じて相互の交流を深めていきます。また、府中国際交流サロンにおいて、日本語学習会や各種イベントを開催し、在住外国人との交流を深めます。